

東京都板橋区暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、東京都板橋区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民等 区民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内(以下「区内」という。)の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (7) 行政対象暴力 暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区及び区民等との連携及び協力により推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、区民等の協力を得るとともに、警察及び法第32条の3第1項の規定により東京都公

安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他の暴力団排除活動の推進を目的とする機関又は団体（以下「警察等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

（区民等の責務）

第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次の各号に掲げる行為をするよう努めるものとする。

- （1） 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。
- （2） 暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。
- （3） 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

（区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等）

第6条 区は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

（区の事務事業における暴力団排除措置）

第7条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、警察等と連携し、区が実施する入札に参加させないことその他の暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（補助金の交付等における措置）

第8条 区は、区が行う補助金等（区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付又は貸付金の貸付け（以下「補助金の交付等」という。）により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、補助金の交付等について定める他の条例等の規定にかかわらず、補助金の交付等をせず、又は補助金等若しくは貸付金を返還させることができる。

（区が設置する公の施設における暴力団排除措置）

第9条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者をいう。）は、区が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認められるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(意見聴取)

第10条 区は、必要があると認めるときは、前3条に規定する公共工事その他の区の事務若しくは事業の実施、補助金の交付等又は公の施設の利用の承認が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるか否かについて、警察等の意見を聴くことができる。

(広報及び啓発)

第11条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第12条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 区は、区民等が安心して暴力団排除活動に取り組むことができるよう、警察等と連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年の教育等に係る措置等)

第13条 青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、前項の措置が円滑に講じられるよう、警察等と連携し、職員の派遣、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団事務所排除の支援)

第14条 区は、暴力団事務所(暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。)の排除に係る訴訟であって、暴力団排除活動に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、警察等と連携して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。